

岩美町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月

岩美町教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 .....	1
2. 目標 .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて...	7

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善することにより、教育職員が心身ともに健康で、その専門性を発揮し、生き生きと教育に邁進できる体制を整え、本町の目指す教育理念の実現に向けてよりよい教育を行うために策定するものである。

### (2) 本町の現状

- 本町では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「岩美町立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

学校種	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	年360時間を上回る割合
小学校	月24.7時間	7.5%	0.0%	31.1%
中学校	月29.9時間	18.1%	0.7%	52.2%

## **2. 目標**

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### **(1) 時間外在校等時間に関する目標**

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ・1年間における時間外在校等時間の累計時間を360時間以下にする

### **(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標**

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【15.4日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10.0%まで減少させる【15.3%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする(全国平均100)【86.3】
- ・ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を45.0%にする【36.9%】

## **3. 計画の期間**

令和8年度～令和11年度

#### **4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### ア 学校以外が担うべき業務

###### ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

###### ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や関係団体が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・警察との連携において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### ◆学校徴収金の徴収・管理

- ・口座振替による徴収方法の統一とインターネットバンキングの導入により、教職員が現金を取り扱う機会をなくし、事務処理にかかる時間を短縮する。

###### ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となつて行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となつて行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

###### ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・必要に応じて鳥取県が整備している学校問題解決支援事業相談窓口の活用や、専門機関と連携し、教育委員会は当該苦情等に対応できる体制を構築する。

###### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

###### ◆調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

###### ◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・一部の職員に事務が集中しないよう校内で事務分担を図るとともに、必要に応じてICT支援員を活用する。

◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・民間事業者への委託を継続しつつ、事務職員や学校業務支援員、ICT支援員が中心となって行い、一部の職員に負担が集中しないよう業務を分担する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・民間事業者への委託を継続しつつ、日常的な部分は一部の職員に負担が集中しないよう業務を分担する。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

◆校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ・日常的な維持管理に該当しない清掃については、民間事業者へ委託する内容や範囲の随時見直しを行う。

◆部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

◆授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員等の支援スタッフを配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

◆学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

◆進路指導の準備

- ・生徒の卒業後の進路先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療若しくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化等の支援を促進する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1080単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、児童生徒の欠席連絡を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、25%から100%にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能を活用し、地域、保護者への運用の周知を促進する。

### (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・全学校でストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、岩美町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる教員業務支援員や地域ボランティアに関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、鳥取県下で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。